

## 64 農業の収益性向上に向けた農地の基盤整備促進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

農業所得向上のため、担い手への農地集積及び農地の基盤整備を促進するために必要となる以下の対策の充実・強化を図ること

- 1 離島地域における農地整備に係るガイドラインについて、県負担割合を内地（中山間）水準まで引き上げること
- 2 農地集積・集約化に有効な手段である農地中間管理事業の事業予算を継続的に確保すること
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業において、区画整理と併せて水源開発を含む畑地かんがい施設の整備ができるよう拡充すること
- 4 諫早湾干拓事業で造成された潮受堤防等について、長寿命化・計画的な更新に引き続き取り組んでいただきたいこと

### 【本県の現状・課題等】

#### 1 離島地域の農業

農業者の減少に加え耕作放棄地も増加している中、農地整備における国のガイドラインで示された農家負担は、内地（中山間）7.5%に対し、水田10%、畑地10.5%と高く、農家負担への不安から、合意形成が進まない状況である。

#### 2 相続未登記農地の利用促進

離島や中山間地域では、相続未登記農地が多く農地集積の妨げとなっているが、相続人の一人でも、農地中間管理機構に貸付けができる新たな制度を活用し、継続して農地中間管理事業に取り組む必要がある。

#### 3 地域農業の継承

中山間地域などの条件不利農地の荒廃化が進行するなか、高齢化等により担い手が不足する一方、機構を介した農地の借受け希望者への貸付面積は要望の5割程度に留まっている。貸付が伸びない主な要因は、ほ場の不整形、耕作道の幅員不足、かんがい施設の不備となっている。

このため、地域の担い手が規模を拡大し、高収益作物の導入など進めるために、区画整理と畑地かんがい施設の一体的な整備が必要である。

#### 4 諫早湾干拓事業で造成された施設

県、市、土地改良区が連携して機能保全に努めているが、経年劣化に伴う排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、管理の範疇を超えるものについて、国営事業により計画的に長寿命化・更新を実施していく必要がある。

## <農地の基盤整備促進のイメージ> (水田地帯の例)



小さな圃場が散在し、利用権を設定しても担い手は利用せず、集積が進まない。  
未相続や所有者不明の農地が点在し、利用や基盤整備が実施できない。



・基盤整備ガイドラインの見直し  
・中間管理事業の活用



小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。  
ロボットや環境制御技術を導入し、集落営農法人やメガファームを育成。

## <諫早湾干拓事業で造成された施設の計画的な更新>



諫早湾干拓事業で造成された施設は、高潮被害の防止及び湛水被害の軽減のための重要施設であるが、造成後10～20年以上が経過し老朽化が進行しており、計画的な更新が必要である。

### 【提案・要望実現の効果】

#### (離島地域の農業)

農家負担軽減により、農地の基盤整備が促進され、生産性の高い農地が確保されることによって、高収益作物導入が進み、離島地域の生産基盤を守ることができる。

#### (農地中間管理事業)

農地中間管理事業が継続されることにより、担い手への農地集積・集約化が期待できる。

#### (地域農業の継承)

農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充により、生産環境が整備されることで、担い手が確保され、地域農業の継承に繋がるのが期待できる。

#### (諫早湾干拓事業で造成された施設)

今後、施設の老朽化が進むため、国営事業により計画的に排水門等の更新整備を実施していくことで、持続的な地域の防災・減災の維持につなげることができる。

## 65 林業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

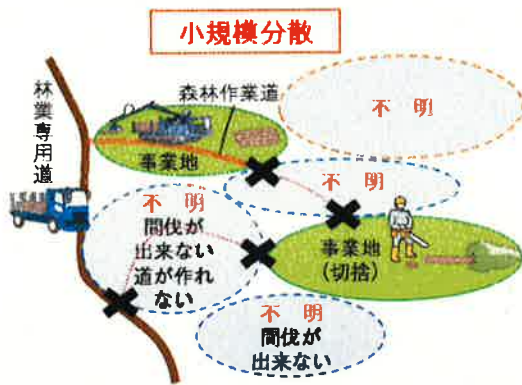
- 1 新たな森林管理システムによる森林の経営管理を推進し、林地の集約と活用を進めるため、所有者不明森林について、市町がより円滑に林業経営権を設定できるよう制度改正を行うこと
- 2 経営管理された森林の拡大による木材の安定供給に向けて、間伐材の生産及び路網整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備など、川上から川下までの総合的な取組に対して継続的な予算の確保を図ること
- 3 公共建築物等における木材の利用を促進し、国産材の需要を拡大するため、公共建築物等の木造・木質化に向けた支援を拡充すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 新たな森林管理システムの推進  
森林経営管理法において、所有者不明森林に対する特例等が設けられているが、より円滑に林地の集約化を進めるため、以下の制度が必要である。
  - ① 平成23年度以前を含む全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳に関する情報を市町林務部局へ提供可能とする制度
  - ② 法定相続人が特定できない場合、固定資産税の納税者等を「事実上の管理者」とみなし、その同意で市町が経営管理権を取得できる制度
  - ③ 森林所有者からの訴訟リスクに備え、事前相談や権利者からの申立て等に対応できる専門家で構成される仲裁組織の設置
- 2 木材の安定供給に向けた総合的な取組  
林業の成長産業化に向けて、木材の生産から利用までの全ての段階において、地域林業及び木材産業の活性化のための予算が必要である。
- 3 公共建築物等の木造化・木質化  
「長崎県公共建築物木材利用促進方針」に基づく地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成されるなど一定の成果は得られたものの、公共建築物においては木造率が13.4%と一般住宅の56.5%と比べて低いため、現在15%となっている施設整備関連の補助率を嵩上げし、木材利用を図る必要がある。



## < 林地集約の目指すべき姿 >



所有者不明森林が点在し、林業経営体が施業を集約化できる事業地が限定。

路網も分断され、事業規模拡大とコスト低減が図られず、収益向上が見込めない。



公示後、所有者等不明森林を委託・管理  
納税者を事実上の管理者として運用  
固定資産課税台帳を活用した台帳整備



所有者や管理者の特定が進み、事業地の確保と集約区域が拡大。

施業集約化、効率的な路網配置等によりコストが縮減され収益が向上。

## < 木材の安定供給に向けた取組と効果 >

### 路網と高性能林業機械の活用



### 製材・加工施設の整備



### 素材生産量の増加



### 地域の活性化、雇用創出

### 本県林業のめざす姿 (H29 → R2)

搬出間伐の推進 1,776ha → 2,500ha  
素材生産量 136,144m³ → 200,000m³

さらに  
3倍を  
目指す

### 【提案・要望実現の効果】

(新たな森林管理システムの推進)

森林所有者の特定と同意取得が円滑に進められ、所有者不明森林の活用が促進される。さらに、訴訟リスク等に対するマネジメントの徹底により、民間事業者の新規参入を促し、林地の集約と活用が進む。

(木材の安定供給に向けた総合的な取組)

林業・木材産業の体制整備を進めることで、木材・製材の生産コスト低減や生産量の拡大が図られ、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、成長産業化が可能となる。

(公共建築物等の木造化)

公共建築物の木造化を先駆的に進めることで民間施設の木造化が誘導され、林業・木材産業の活性化が進むことにより森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が図られる。

## 66 農林業の収益性向上に向けた攻めの農業の推進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 新たな販路開拓による生産の維持拡大や農業者の所得向上のため、本県産の高品質で安全な農畜産物の輸出に関して以下の支援を行うこと
  - (1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
  - (2) 特に、条件が厳しい中国に対して、イチゴ、柑橘や牛肉など輸入品目拡大を働きかけること
- 2 農林水産物等の地域資源を利用した地域ビジネスの展開による所得の確保に向け、以下の支援を行うこと
  - (1) 農業者が組織する団体等が行う、地域内流通・情報発信拠点や加工施設等の設置について、引き続き農山漁村振興交付金等の予算を確保すること  
また、農産物集配、移動販売等の活動促進についても支援を行うこと  
農泊推進対策の予算について、来年度以降も引き続き確保すること
  - (2) 農林漁業者等の6次産業化の推進と計画達成に向け、必要な予算の確保を図ること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 農畜産物の輸出促進  
本県では、規制が緩やかな香港等への輸出が主体であり、国内輸出商社と連携したフェア開催やバイヤーの産地招へい等の取組により輸出額は順調に拡大している。  
一方、周辺のアジア諸国では規制が厳しい国が多く、特に中国は精米を除く農産物等の輸出が実質停止状態であり、また、牛肉などの畜産物も、日中両政府は日・中動物衛生及び検疫協定（仮称）について実質合意に至ったものの、輸出再開に向けて今後詳細な協議が必要な状況である。
- 2 地域ビジネスの展開による所得の確保  
地域の活力が低下する中、農産物直売所は、地域活性化の拠点として重要な役割を担っており、その新設や加工施設等の増設、農産物集配、移動販売、集荷物の加工販売、観光農園・農家民泊等の地域情報発信など、地域の実情に応じた取組を進め、地域全体で稼ぐ仕組みを構築する必要がある。  
農泊については、個人客（インバウンド含む）の確保や、市町が連携した広域受入れ態勢の構築等による体験プログラムの開発、新規実践者の確保などが必要。  
また、農林漁業者等の所得向上のため、地域資源を活用した6次産業化の取組が重要である。認定事業者数は、現在36事業者と着実に増加しており、今後、認定事業者の計画実現に向けて、専門家等の派遣による事業のブラッシュアップや課題解決がさらに重要となることから、離島地域を多く抱える本県において、6次産業化サポートセンターの十分な活動予算並びに、施設整備予算の確保が必要である。

### ＜六次産業化法に基づく年度別認定数＞（H31.3月末現在）

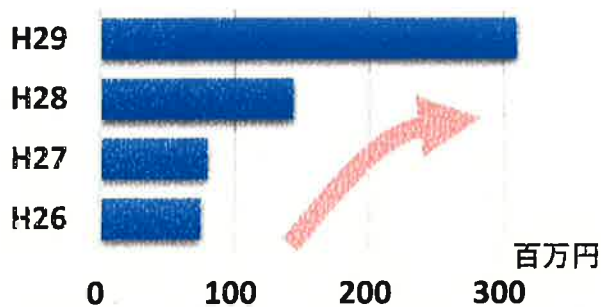
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
農林関係	3	7	6	4	3	1	2	1	27
水産関係	2	2	0	4	1	0	0	0	9
合計	5	9	6	8	4	1	2	1	36



●伸びている長崎県農畜産物輸出



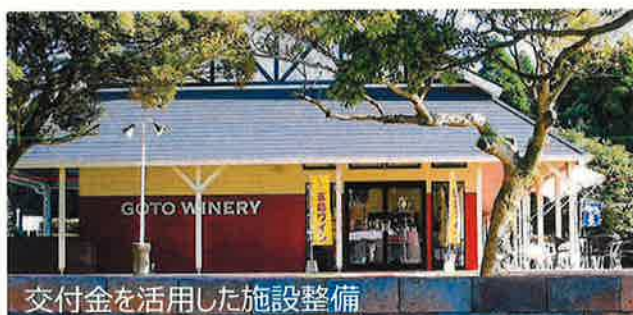
<長崎県農畜産物輸出額の推移>



●直売所を核とした地域ビジネスの展開



●6次産業化の推進による事業計画の実現



【提案・要望実現の効果】

(農畜産物の輸出促進)

植物検疫条件の緩和・撤廃へ向けた取組を進めることにより、中国を含むアジアの新興国向けへの輸出が拡大、新たな需要が生まれ、更なる輸出拡大が期待できる。

(地域内流通や6次産業化の推進)

本県が多様な農産物や豊かな自然などの地域資源を活かした農山村地域における交流人口の拡大や、直売所を核とした地域内流通・情報発信拠点の活動強化を図ることで、農山村地域全体で稼ぐ仕組みが構築される。

農山村において地域資源を活用した6次産業化が進むことにより、新商品開発や新たなビジネスが展開され、農林業者の経営が多角化し、地域農業の活性化が図られる。

## 67 経営感覚に優れた次代の農林業の担い手の確保・育成について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

新規就農者・就業者を農村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させることで、基幹産業である農業を力強い産業に育てるため、以下の支援を行うこと

- (1) 新規就農・就業に伴うリスクを軽減し、円滑な経営確立に資するため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等の施設整備事業において、新規就農・就業者向けの予算枠を創設・確保すること
- (2) 農業次世代人材投資事業について、必要な予算を確保するとともに、親元で親と同じ作目で就農する者であっても、新たに規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱えるような場合は、支援の対象となるよう制度の拡充を行うこと

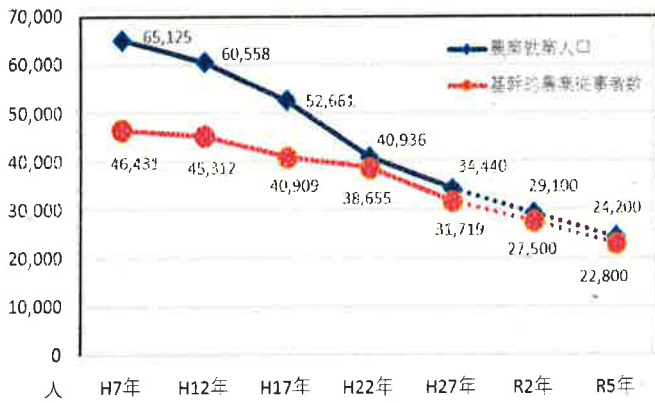
### 【本県の現状・課題等】

(新規就農者・就業者の確保と早期定着に向けて)

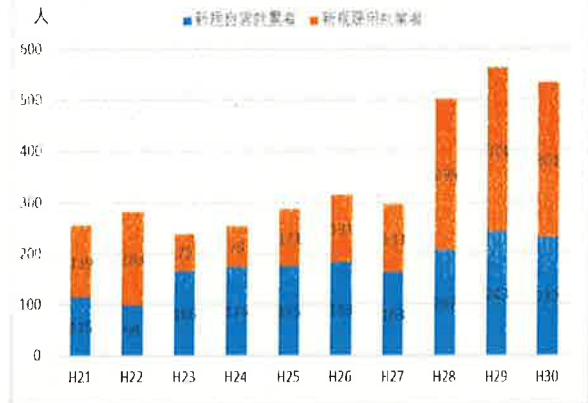
新規参入者及び親と同じ作目で新たに設備投資などを伴い就農する者の場合、必要な設備等に多額の投資を要することが就農阻害の一因であり、現施策では、新規就農者の大きな割合を占める農家子弟が支援を受けられない場合があり、不公平感が生じている。

農業従事者や担い手が大きく減少しており、地域の基幹産業である農業を維持、強化を図るためには、意欲ある新規就農者を確保することが必要である。

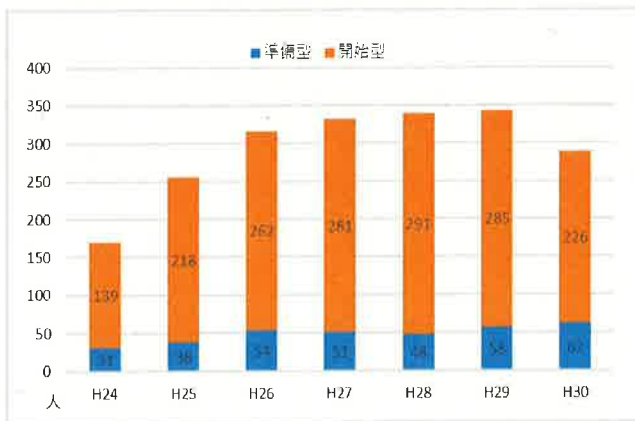
● 基幹的農業従事者数の推移



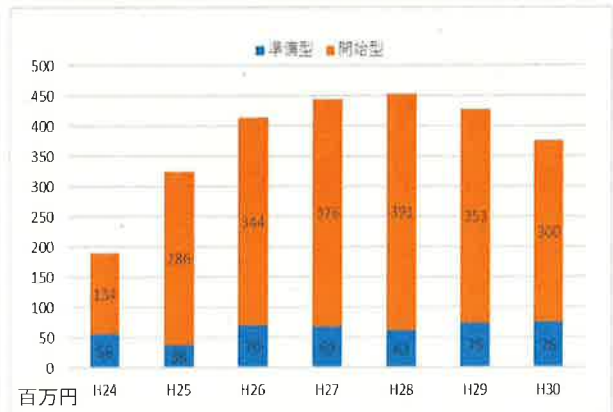
● 長崎県の新規就農・就業者数の推移



● 農業次世代人材投資資金交付人数



● 農業次世代人材投資資金交付金額



**500人/年の新規就農・就業者の確保  
⇒ 農業生産力の維持、増進**

【提案・要望実現の効果】

新規就農・就業時のリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることで、本県が取り組んでいる農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。また、投資リスクの軽減と所得確保は全国共通の課題であり、国が目指している新規就農し、定着する青年農業者の増大にも大きく貢献することができる。



## 68 農協改革について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

離島や中山間地を多く抱える本県にあって、総合事業を行う農協は地域農業の振興をはじめ地域社会を支える重要なインフラとして、その健全な経営維持と持続的な発展に向けた経営基盤の確立が非常に重要であることから、農協改革の実施にあたっては、以下に十分留意して対応すること

- 1 農協は准組合員の利用を含めた総合事業により財務基盤の安定を図っている実態に鑑み、現行の総合事業体制を維持する必要があることから准組合員制度を堅持すること
- 2 会計監査人による監査への移行に際して、組合に実質的な負担の増加がないように継続的支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

#### 1 准組合員の組合事業利用に関する規制のあり方

農協が農家組合員の農業所得の増大を図るために行っている営農指導や販売事業・購買事業などの経済事業の多くは不採算部門となっており、信用事業・共済事業の収益でこれを補っている。

しかしながら、これらの事業は、准組合員の利用が一定の割合を占めていることから、准組合員の利用制限が導入された場合、総合事業体制の堅持が困難となり、地域農業・農山村の維持・活性化にも支障を及ぼす恐れがある。

#### 2 会計監査人による監査への移行に伴う実質的負担への配慮

会計監査人による監査に移行することに伴い、組合においては従来から行われてきた全国農業協同組合中央会による監査よりも費用が増加することが懸念されている。

現在、組合においては、地域農業の振興と組合員の農業生産拡大や地域農業・組合員を支える経営基盤の確立に努めているところであるが、監査費用の増加は今後の組合経営に影響を及ぼす恐れがある。

このため、国においては、今年度に各地域の農協の実態に応じた監査コスト合理化の具体策についての調査がなされ、監査コストの低減対策が提言されることとなっているが、組合に実質的な負担の増加がないよう、その効果を検証し、必要な対策を講じるなど、継続的な支援が必要である。

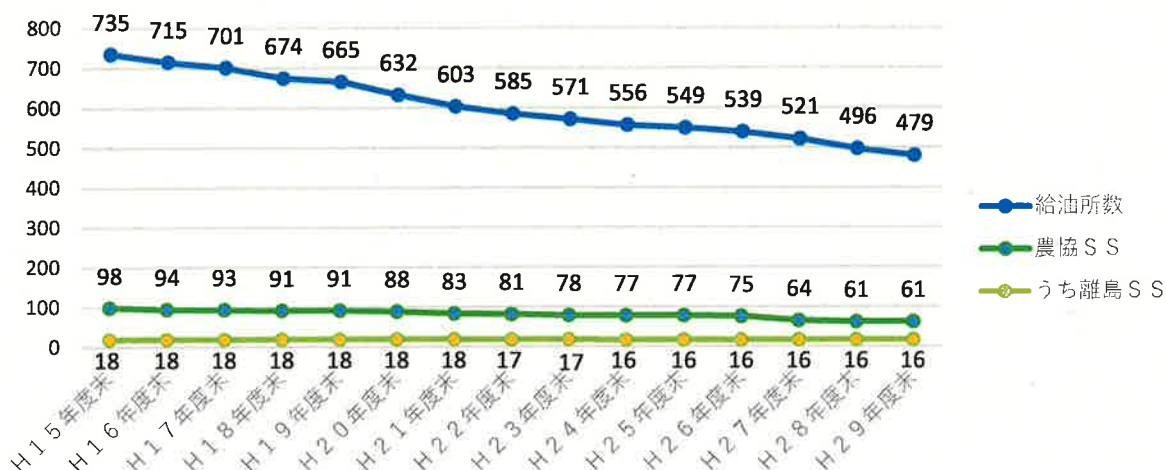
### <平成29年度県内7総合農協 部門別損益状況> (経常利益ベース)

	(百万円)
信用事業	1, 978
共済事業	2, 902
農業関連(経済)事業	335 (7農協のうち5農協が赤字)
生活その他事業(SS、A3-J°等)	619
営農指導事業	▲1, 839
経常利益	3, 995

＜長崎県における組合員数の状況＞（平成29年度末現在）

組合員総数	145, 123人
正組合員	50, 978人（35.1%）
准組合員	94, 145人（64.9%）

長崎県における地域インフラ（給油所）の推移状況



給油所数については、県内全体では平成15年度末と平成29年度末において、256給油所が減少し、農協においても37給油所が減少している。しかしながら、離島地域においては2給油所の減少に留まっており、地域インフラとしての役割を果たしている。

農協法附則（抜粋）

＜全国農協農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関する配慮等＞

第五十条 政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと
- 4 (略)
- 5 (略)

## 69 日本型直接支払制度による農業・農山村の自然循環機能の維持増進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

日本型直接支払の法制化に伴い、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を継続的な制度として推進を図るため、地方自治体等が必要とする推進交付金を含め、必要な予算を確保すること

また、要件の追加や取組内容の縮小など、制度変更にあたっては、周知期間を十分確保すること

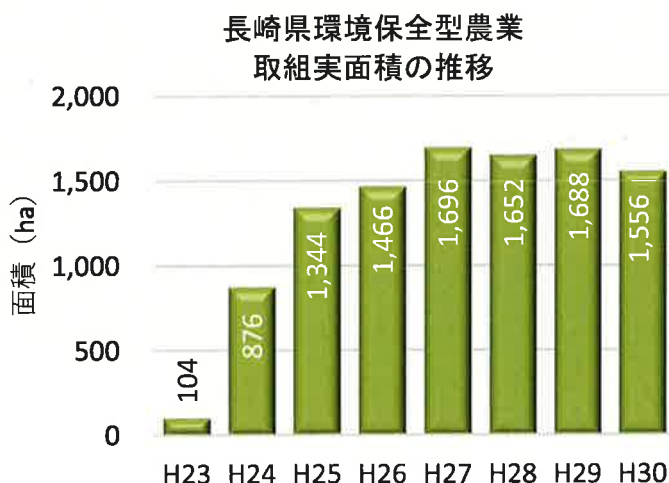
### 【本県の現状・課題等】

○ 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金は、離島、半島など条件不利地が多い本県において、多大な効果を発揮しているが、高齢化や担い手の減少、リーダーや役員の不足により、活動の継続が危ぶまれている。このため、市町等と連携し、活動組織の広域化を進めているが、推進交付金（事務費）は年々減額されているため、広域化の推進に支障をきたしている。

また、多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）に係る予算についても、農道の舗装や水路の更新など、長寿命化を図るべき施設が多いことから、予算の拡大が必要である。

○ 環境保全型農業直接支払交付金の取組は、九州内では早く、また取組面積も上位に位置している。平成30年度の主な活動内容の面積割合は、地域特認取組のIPMが61%、全国共通取組の堆肥施用が22%、カバークロープが13%となっている。

平成30年度に「国際水準GAPの実践」の要件追加や、複数取組の廃止、全国共通取組への優先配分を行うなどの大きな要件変更が行われたため、生産者は当該交付金にかかる事業計画の大幅な見直しを余儀なくされており、推進に支障をきたしている。



カバークロープ（ソルゴー）栽培による  
土壌流亡防止と土づくり対策  
（諫早湾干拓地における取組）



## ●多面的機能支払推進交付金（事務費）による広域化の推進と予算配分状況

### 1 広域化の推進

- (1) 県段階においては、推進組織に地域の実状を把握している土地改良事業団体連合会職員を配置
- (2) 地域段階においては、市町、県、推進組織、地域リーダーによる広域化推進チーム設立
- (3) 先進地視察、先進地から講師の招聘
- (4) 各活動組織への個別説明会を実施し、合意形成を促進



[H31.4月時点]  
 広域活動組織  
 ・10組織(9市町)  
 5,441ha

### 2 広域化事例

- ・島原農地保全広域協定運営委員会（H27設立）

#### 【広域化の効果】

##### 取組面積拡大事例

- ・活動を休止していた組織が再開
- ・新規取組集落が参入
- ・長寿命化予算の重点配分：パイプラインの補修等
- ・事務員の雇用による事務負担軽減

構成組織	取組面積	
	広域化前	広域化後
継続	5	768
再開	6	0
新規	2	27
合計	13組織	768ha
交付金額	29百万円	42百万円



パイプライン補修

- ・小値賀町農地保全広域協定運営委員会（H27設立）

#### 【広域化の効果】

##### 長寿命化取組開始事例

- ・長寿命化活動の取組開始：給水栓の更新等
- ・島内一体となった継続的な保全活動：草刈等
- ・事務の委託による事務負担軽減(土地改良区へ委託)

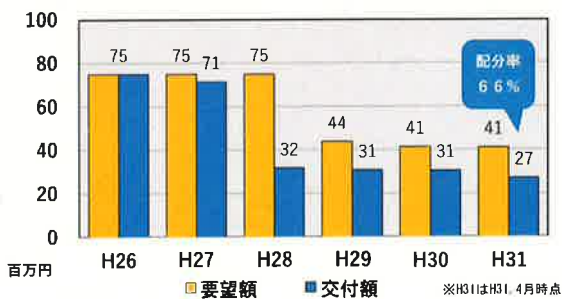
構成組織	取組面積	
	広域化前	広域化後
11組織が1組織	260ha	260ha
交付金額	9百万円	17百万円



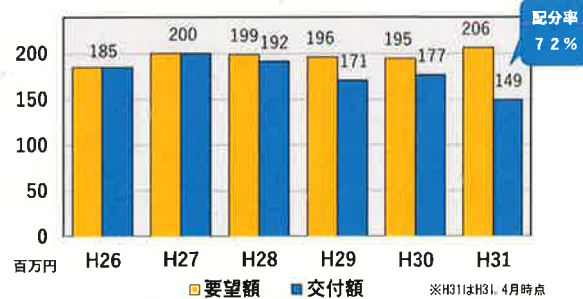
給水栓更新

### 3 予算配分状況

多面的機能支払推進交付金（事務費） 予算配分状況



多面的機能支払交付金（長寿命化） 予算配分状況



#### 【提案・要望実現の効果】

離島・中山間地域において、農林業は地域の重要な基幹産業であり、農山村は国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有するとともに、農林業を営む者の生活の場所となっている。環境に配慮した農業に取り組みながら、これら農山村が持つ多面的機能の保全・継承を進めることで、離島・中山間地域における集落の維持が期待される。

## 70 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省、防衛省、警察庁】

### 【提案・要望】

農山村における野生動物による農林業被害、生活環境被害、生態系被害対策として以下の支援を行うこと

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について十分な予算を確保すること
- 2 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため、国において生態解明及び精度の高い生息数推計手法に係る研究を進め、有効な捕獲システムを構築すること  
また、近年、県下で被害が拡大しているカモの生態や新たな被害防止対策等の研究を進めること
- 3 野生動物の市街地出没対策を強化し、人身事故発生防止策を講じること
- 4 自衛官・警察官OBなど、銃器の取扱い経験が豊富な人材を捕獲の担い手として活用するため、銃刀法における射撃実技の省略及び在職中の狩猟免許受験時の職務専念義務を免じる制度改正を行うこと
- 5 国内希少野生動物種ツシマヤマネコの保護を図るべき対馬や生物多様性の確保に重要な国立公園等の保全地域においては、国において野生獣の適切な管理に必要な計画を策定し、捕獲事業を実施すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 被害対策交付金の予算確保  
本県では、年間約5万頭のイノシシ、ニホンジカが捕獲されているが、捕獲経費の支援継続に加え、経年劣化に対応する耐久性の高い防護柵の整備が不可欠となっており、これまで以上に予算の確保が必要である。また、環境省の交付金についても予算が十分ではなく、限定的なエリアでの実施に限られている。
- 2 イノシシ、カモの生態解明等  
被害防止の基礎となる行動様式や生態に関する知見が不足しており、防護対策の効率化や、被害防止に効果的な加害個体の捕獲が進んでいない。
- 3 市街地対策の強化  
野生鳥獣の市街地出没対応マニュアルを作成し、被害防止に努めているが、国の支援は農林業被害対策にとどまっており、人身事故の防止を目的とした防護柵の整備や捕獲、追い払い等への支援制度は未整備である。
- 4 捕獲の担い手対策  
高齢化等により銃猟免許所持者が減少する中、制度改正により銃器の取扱い経験者の取得を促進するなど、新たな捕獲の担い手の確保が求められる。
- 5 ツシマヤマネコの保護区内での捕獲対策  
壱岐対馬国定公園対馬地区において指定管理鳥獣捕獲等交付金を活用したニホンジカの捕獲を行い、対馬の重要な資源である希少植物等の保護を図っているものの、ツシマヤマネコの生息地域や国立公園において、ニホンジカの食害による植生の減少等により動植物の生育環境悪化が進行している。





## 71 林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、財務省、農林水産省】

### 【提案・要望】

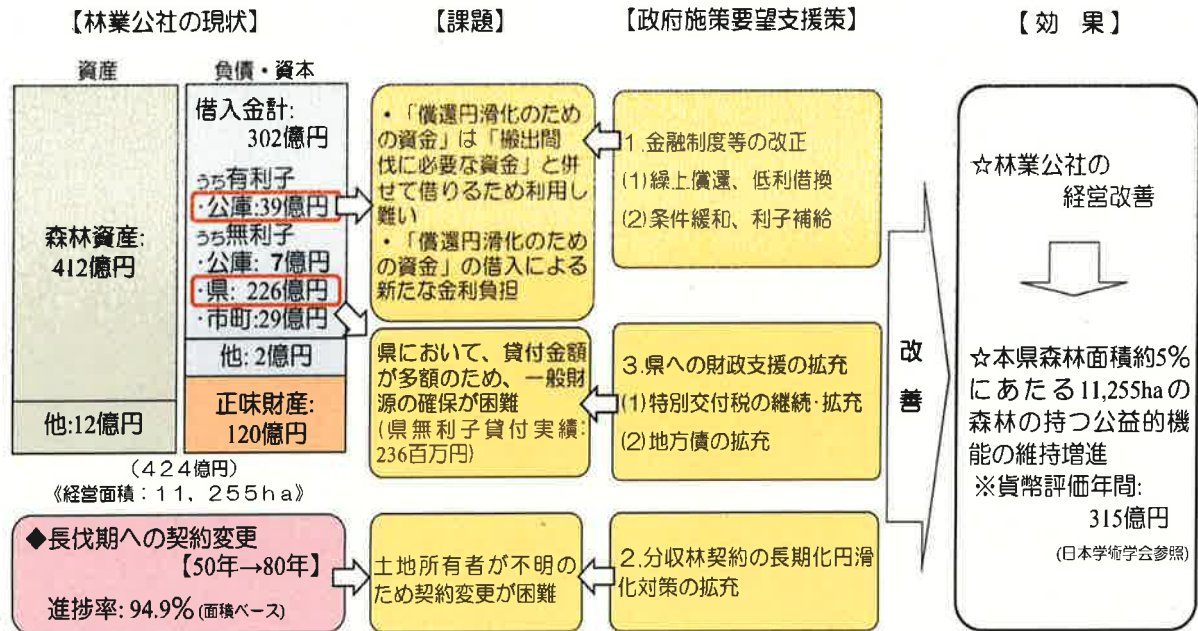
林業公社の木材取扱量は本県で最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
  - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
  - (2) 利用間伐推進資金の貸付条件の緩和と償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
  - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
  - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 日本政策金融公庫からの融資残  
公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入金が増え、その金利負担が経営を圧迫している中、「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、円滑な資金活用の支障となっている。
- 2 分収林契約変更の円滑化対策  
長伐期施業への移行を推進しているが、消息不明の土地所有者が存在するため、分収林契約の期間延長に係る相続登記手続き等が非常に困難な状況となっている。
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援  
県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、今後も継続するとともに措置率の引上げが必要である。  
また、「林業公社に係る転貸債の取り扱いについて」（総務省）によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要である。

## ○ 林業公社の現状と支援策



## ○ 林業公社の日本政策金融公庫資金借入状況

借入利率区分	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	1%未満	無利子	
借入金額 (千円)	25,425	46,888	48,623	244,089	595,540	2,855,670	71,000	736,886	
	累計額(千円)	25,425	72,313	120,936	365,025	960,565	3,816,235	3,887,235	4,624,121
	累計割合	0.5%	1.6%	2.6%	7.9%	20.8%	82.5%	84.1%	100.0%
利息金額 (千円)	7,319	17,990	17,558	82,363	137,353	376,143	1,521	0	
	累計額(千円)	7,319	25,309	42,867	125,230	262,583	638,726	640,247	640,247
	累計割合	1.1%	4.0%	6.7%	19.6%	41.0%	99.8%	100.0%	100.0%

※ 利息金額は、集計時点以降、借入金額(元金)を完済するまでに発生する利息の総額である。

平成30年5月31日現在

### 【提案・要望実現の効果】

(林業公社の経営改善)

金利負担軽減、分収林契約変更の円滑化等の支援により経営改善を図ることが期待される。

(森林の持つ公益的機能の維持増進)

林業公社の行う森林の造成等は、森林所有者による森林の整備が困難な地域において分収林契約により森林整備を推進し、木材の安定供給にとどまらず、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮の維持増進を行なうものであり、林業公社の経営支援によりその促進が図られる。

## 72 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

まちづくり事業の推進のため、予算の確保を要望する

- 1 住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <斜面市街地・低利用地の整備>

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進

本県の多くの地域では、斜面市街地が形成され、厳しい土地条件になっており、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。

また、限られた平地部分には、無秩序な市街化が進展したり、老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての魅力が低迷しつつあるため整備が必要である。

#### <公営住宅ストックの改善>

- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

本県の公営住宅は昭和40年代から50年代にかけて建設されたストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズに対応できておらず、良質な住環境とは言い難い状況である。

低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。

このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅の役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めている。

住宅市街地総合整備事業  
(矢岳・今福地区:佐世保市)



事業後





市街地再開発事業  
(新大工町地区:長崎市)



市街地再開発事業  
(諫早駅東地区:諫早市)



土地区画整理事業  
(長崎駅周辺地区:長崎市)



公営住宅整備事業  
(県営深堀団地:長崎市)



### 【提案・要望実現の効果】

#### (項目1)

#### ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業について11地区の整備が行われ、斜面密集市街地における、公共施設の整備等により、防災性が高まり、利便性も高まることから、住環境が改善し、地区の定住促進が図られる。

長崎市 (江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区)

佐世保市 (矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区)

- 市街地再開発事業について3地区の整備を推進しており、中心市街地の活性化が図られる。

長崎市 (新大工町地区、浜町地区)

諫早市 (諫早駅東地区)

- 土地区画整理事業について5地区(長崎駅周辺地区、新大村駅周辺地区、高田南地区、時津中央第2地区、波佐見西ノ原地区)の整備が行われ、道路等の公共施設の整備改善や宅地の利用促進が図られる。

#### (項目2)

#### ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 住宅の耐震化や高齢者対応を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。

# 73 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

## 【提案・要望】

義務教育に係る新たな教職員定数改善計画の速やかな策定を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- (1) 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むとともに、教職員の長時間勤務の改善のためにも、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること
- (2) 教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

## 【本県の現状・課題等】

- (1) 近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下、不登校・暴力行為の増加などにより、教職員の対応すべき課題も複雑・多様化しており、多忙化の要因にもなっている。

このような中、特別な支援を要する子どもが増え、特別支援学級数及び通級指導教室数が増加しており、今後もさらに増加する見込みである。

また、いじめや不登校など各学校が抱える個別の教育課題に対応するための加配定数は年度ごとに措置されているものの、教育課題に長期的・安定的に対応するためには、新たな計画に基づく定数改善が必要である。

- (2) 国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた財源措置により、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においても、国が保障する一定の教育水準の確保が保たれている。

### (本県の取組)

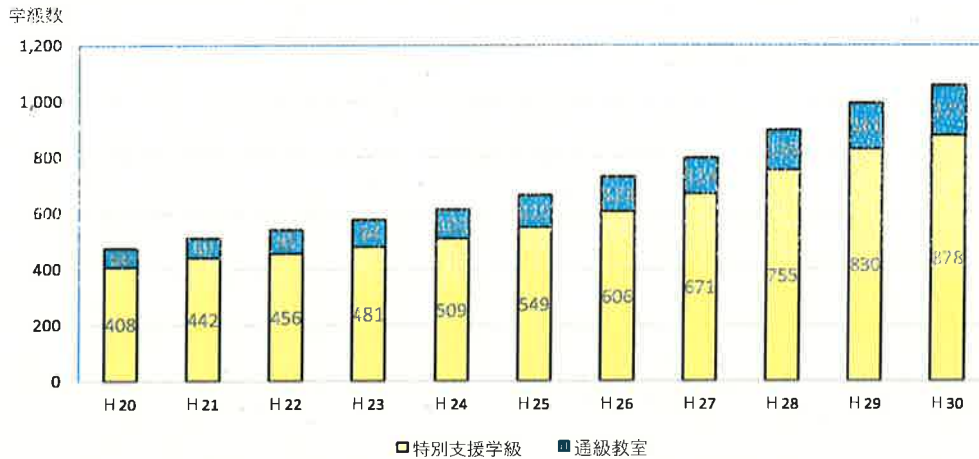
教職員の安定的・計画的な採用等を行うために、平成29年3月に義務標準法が改正され、加配定数の一部が基礎定数化されたところであるが、通級指導等の個別の教育課題に対応するために、県単独により教職員を配置している。

## ○教職員定数改善の経緯

これまでの教職員定数の計画的改善の状況

区 分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~49' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
定数の自然増減	▲ 18,000人	▲ 77,960人	▲ 11,801人	38,610人	▲ 57,932人	▲ 78,600人	▲ 26,900人
定数の改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
計	16,000人	▲ 16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	▲ 48,200人	0人

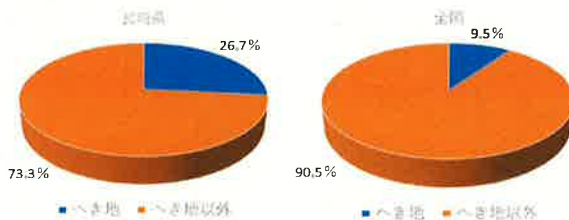
○本県の特別支援学級数及び通級指導教室数の推移



○へき地学校数の割合（平成30年度）

【小中学校数】

	全体	へき地	へき地以外	へき地割合
長崎県	499	133	366	26.7%
全国	29,012	2,750	26,262	9.5%



○新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築  
 <令和元年度（国の定数改善計画以外の教職員定数の改善（加配定数部分））>

(1) 学校における働き方改革	1,110人	(2) 複雑化・困難化する教育課題への対応	100人
・小学校専科指導の充実	1,000人	・貧困等に起因する学力課題の解消	50人
・中学校生徒指導体制の強化（いじめ対応等）	50人	・「チーム学校」体制整備（養護・栄養教諭等）	20人
・共同実施事務体制強化（事務職員）	30人	・統合校・小規模校への支援	30人
・学校マネジメント機能強化（主幹教諭支援）	30人	(1) + (2)	1,210人

○義務標準法改正に伴う基礎定数化

・平成29年度～令和8年度の10年間で、加配定数（H28年度約6万4千人）の約3割を基礎定数化



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

新たな教職員定数改善計画に基づく定数改善により、正規職員を計画的に採用・配置し、複雑・多様化した教育課題に対して長期的・安定的に取り組むとともに、教職員の長時間勤務の改善を図ることができる。

(項目2)

憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保される。



## 74 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

離島やへき地の多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

### 【本県の現状・課題等】

グローバル化の進展や人工知能の進化による社会や産業の大きな構造変化が予想される中、子どもたちが変化の激しいグローバル化社会を生き抜くための確かな学力を身につけ、様々な分野で地域を支える人材を育成するために、全県的な学力向上の取組をより一層推進していく必要性が増している。

離島地域や過疎地域が多い本県では、現行制度下において県教育委員会が昭和52年から全県的な広域交流人事を実施し、全県的にバランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきた。これにより、学力面や教諭の年齢のばらつき等、本土部と離島部の教育格差を生むことなく、県内全ての学校で安定した教育活動が実施できている。

また、現行制度が変更され、市町に人事権が移行された場合、都市志向から教職員の志願者が大規模都市等へ集中し、小規模市町との教育水準の地域格差の発生が懸念される。

### <人事権移譲についての国の動き>

政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされている。

また、平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。



表1 本土部と離島部の教諭の平均年齢比較

<教諭の平均年齢>

	小学校（歳）	中学校（歳）
本土部	46.3	45.8
離島部	43.8	43.8

H31. 3. 31現在の年齢

表2 平成30年度全国学力・学習状況調査（H30. 4. 18実施）における、本土部と離島部の正答率

<平成30年度 全国学力学習状況調査>

	小学校				
	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
本土部	69.0	53.6	62.6	49.9	60.1
離島部	68.1	52.4	61.6	48.4	59.6

	中学校				
	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
本土部	74.8	59.5	64.6	44.4	64.9
離島部	75.1	58.5	62.4	42.1	63.9

**【提案・要望実現の効果】**

現行のとおり、県教育委員会が人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図られる。

現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成及び学力向上にとって、大きな後ろ盾となる。

## 75 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

公立学校の施設整備に係る学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること

- (1) 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- (2) 実情に即した補助単価の引上げを図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <学校施設の老朽化>

公立小中学校の施設整備については、耐震対策を最優先に取り組んできた結果、老朽化対策は先送りされ、建築後25年以上経過した建物が全体の8割を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

#### <防災機能の強化>

学校施設は、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であるため、構造体や非構造部材の耐震対策を進め、防災機能を強化していく必要がある。

#### <快適で特色ある教育環境の整備>

少人数学級の導入や特別な支援が必要な児童生徒の増加等による教育内容の多様化やトイレ改修など、安全・安心であることに加え、快適で特色ある教育環境の整備が求められている。

#### <国による財源の確保について>

国においては、平成30年度第1次補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設され、さらに、第2次補正予算及び令和元年度予算においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、耐震化や防災機能強化に取り組むための予算が確保された。

しかしながら、3か年緊急対策以外の予算については前年度を下回っている。地方公共団体の財政状況は依然厳しく、老朽化対策やバリアフリー対応など、設置者が必要とする施設整備を着実に進めるためには、引き続き、国の財政支援が必要不可欠である。

また、補助単価についても、年々改善はなされてきているが、依然として実勢単価に乖離が生じており、事業を実施する地方公共団体の負担は大きい。

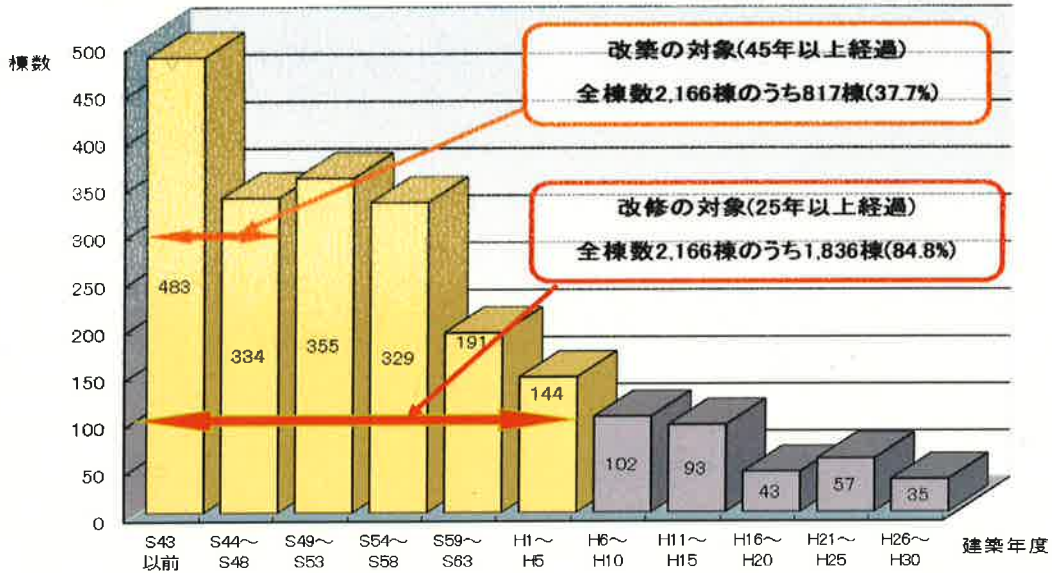
#### (本県の取り組み)

県立学校については、平成24年度末までに全ての学校において構造体の耐震化対策を完了した。

市町立小中学校については、市町教育委員会に対し機会を捉え働きかけを行ってきた結果、構造体の耐震化率は98.8%となっている。(平成29年度末現在)

また、市町教育委員会を対象とした研修会において、施設整備に関する助成制度の周知や、各市町が抱える課題を共有する場を設けるなど、学校施設整備が円滑に進むよう取り組んでいる。

公立小中学校の経年別保有棟数 (H30.5.1現在で200㎡以上の校舎・体育館)



事業規模と予算額

(億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額 (A)	1,097	2,097	1,344	2,965
当初予算	(709)	(690)	(682)	(1,608)
前年度補正予算	(388)	(1,407)	(662)	(1,357)
地方自治体の事業計画額 (B)	2,089	1,787	2,006	2,432
予算額との差 (A) - (B)	△ 992	310	△ 662	533

本県の建築単価の推移

(円/㎡)

事業区分	建物区分	構造	H28		H29		H30		校舎 (R造)
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比	
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	162,800	+8,500	165,900	+3,100	171,400	+5,500	補助単価 (A)
									実施単価 (B)
									差額 (A) - (B)

校舎 (R造) 改築の実例  
(H29年度実施事業)

(円/㎡)

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、多様な学習内容・学習形態に対応した大規模改造事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

(項目2)

補助単価を引上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

## 76 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付事務次官通知）」で示された取り組むべき方策を着実に実施できるよう、長時間勤務の是正に向けた環境整備を支援すること

- (1) 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進に係る事業を継続すること
- (2) スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置に係る補助制度を拡充するとともに、継続的な財政支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

本県では、全県的な広域交流人事を行っており、県単位での統合型校務支援システムの導入は、システムの共通化による業務縮減や共同調達による費用的なメリットがある一方で、各市町においては学校数や財政力など条件に違いがあり、短期間での一斉導入は難しい状況である。十分な実証・研究を行い、さらに、より広域に導入推進を図るため、統合型校務支援システムの導入推進に係る事業の事業期間を延長するなど事業の継続をお願いしたい。

また、スクールサポートスタッフの配置支援（国1/3）や中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3）に係る補助事業が、平成30年度から拡充されたが、都道府県や市町村の費用負担が必要であることから、本県及び県内市町の厳しい財政状況では、十分な予算措置が難しい。より一層の配置を推進するため、国の補助制度の拡充と継続的な財政支援をお願いしたい。

（超過勤務の原因と思われる主な業務内容）

- 部活動・社会体育
- 校務分掌・会議会合等
- 授業準備・成績処理等                      など

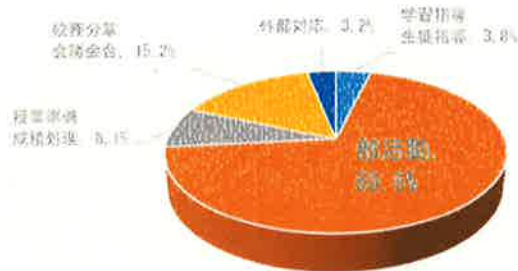
### 【本県教職員の時間外勤務状況調査（平成29年度実績）】

○時間外勤務80時間超え 教職員の状況（延べ数）

職名	小学校	中学校	計
校長	61	87	148
副校長・教頭	728	957	1,685
上記以外の教職員	248	5,946	6,194
計	1,037	6,990	8,027
全職員あたりの割合	1.5%	16.7%	7.3%



超過勤務の原因と思われる主な業務内容  
(中学校) ※H20年度実績



主な  
要因  
対策

⇒部活動の指導に係る教職員の負担が大きいため、専門スタッフ等の支援が必要

⇒スクールサポートスタッフによる支援やICT等の業務効率化に向けた環境整備が必要

<国の対策事業>

○**統合型校務支援システム導入実証研究事業**  
教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での「都道府県校務支援システム」の共同調達・運用の促進に係る実証。  
(実施主体) 都道府県  
(負担割合) 国10/10

○**スクールサポートスタッフ配置事業補助**  
教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。  
(実施主体) 都道府県・指定都市  
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

○**中学校における部活動指導員配置事業補助**  
部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員の配置を支援。  
(実施主体) 学校設置者(主に市町村)  
(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

<課題・要望>

本県においては、「統合型校務支援システム(長崎県推奨システム)」を構築し、今後広域的に導入を進める計画である。長時間勤務の是正に向けて、校務の効率化における十分な実証・研究を行い、より広域に統合型校務支援システムの導入を推進するため、事業期間を延長するなど事業の継続をお願いしたい。

スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置は、国が提言する「チーム学校」の実現に向けての重要な取組であるが、継続的に多大な費用が必要となる。より一層の配置を推進するため、国による補助率の1/2への引き上げや地財措置等による財政支援の拡充と事業の継続をお願いしたい。

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

○広域的に統合型校務支援システムが導入されることにより、校務の効率化や情報セキュリティの向上が図られることで、教職員の負担が軽減されるとともに、スクールサポートスタッフの支援により、教職員の業務が削減され、子どもたちと向き合う時間が増加する。

(項目2)

○部活動指導員の配置が推進されることにより、超過勤務の主たる要因である部活動指導業務が緩和されるとともに、専門的指導者が指導することで、部活動指導に不安を抱える教職員の負担軽減が図られる。

## 77 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 国庫補助制度の充実並びに早期の教職員定数化について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

深刻化・複雑化している児童生徒の問題・諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度を充実させつつ、早急に定数化を行うこと

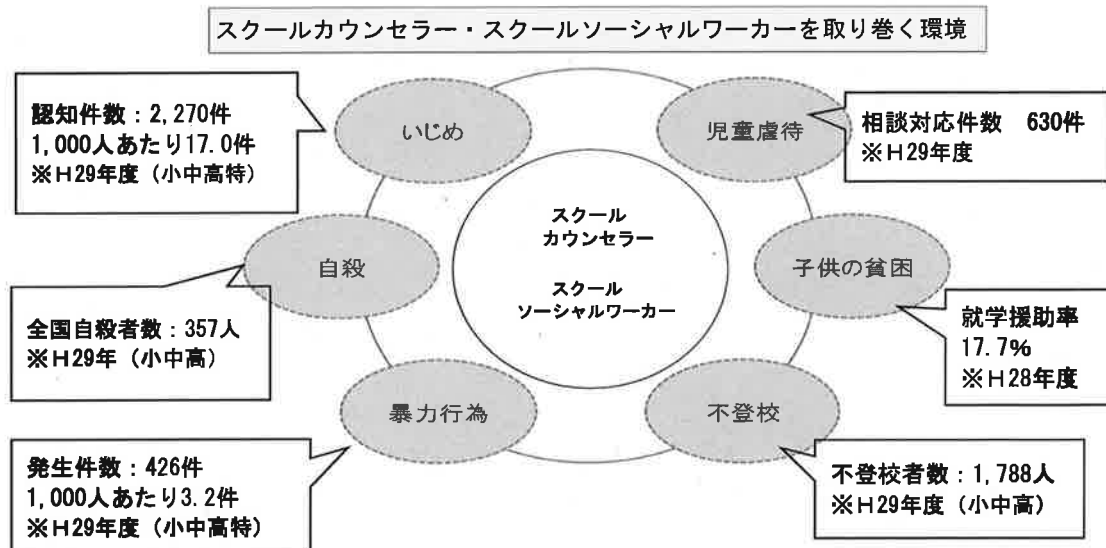
- (1) 現行制度に係る補助率を従来の1/2に戻すとともに、早急に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを教職員定数として算定し、全ての校種において国庫負担の対象とすること
- (2) 教職員定数化するには、地域の実情等に合わせた弾力的な人員の配置等ができるようにすること

### 【本県の現状・課題等】

本県では、学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行ってきたものの、国庫補助率が引き下げられたことに加えて、国庫補助金の必要額が措置されない状況もあった。

そこで、配置方法の工夫により、配置校数は増加しているが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、またスクールカウンセラーの高等学校への配置は、配置校総数の10%程度という制限もあることから、希望があっても配置できない学校等がある。さらに、報酬単価の減額等に起因する労働条件の低下から優秀な人材が他の機関（病院等）や他県へ流出しており、人材確保が困難になっている。

平成29年4月に学校教育法施行規則の一部改正により、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職務内容が明記され、チーム学校の一員としてさらなる活用を図ることが求められている。平成27年の中央教育審議会において答申されたとおり、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教職員定数化の措置についても、早急に行うべきであると考えている。



## 【現状】

### 1 予算について

#### 【令和元年度】

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業（1/3補助）

交付決定額 69,299,000円（当初計画どおりの額で交付決定）

※平成30年度は当初計画の100%（71,315,000円）で交付決定

※平成29年度は当初計画の100%（70,917,000円）で交付決定

##### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1/3補助）

交付決定額 19,722,000円（当初計画どおりの額で交付決定）

※平成30年度は当初計画の100%（19,722,000円）で交付決定

※平成29年度は当初計画の98%（19,719,000円）で交付決定

### 2 報酬単価について（令和元年度）

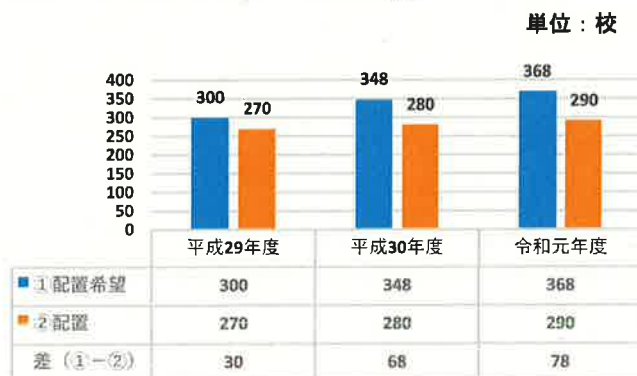
○SC 1時間 5,000円（H20年度まで5,500円）

○準SC 1時間 3,000円（H20年度まで3,500円）

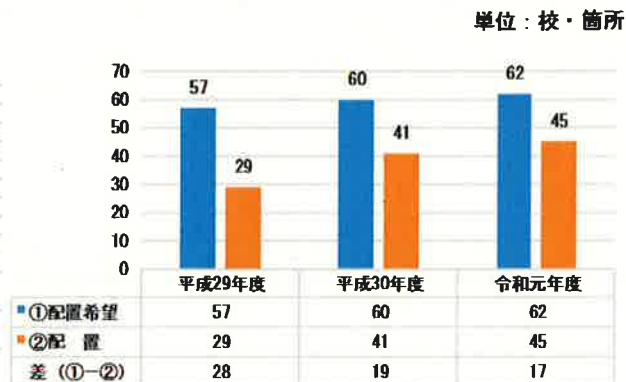
○SSW 1時間 3,000円（H23年度まで3,500円）

### 3 配置状況について

#### スクールカウンセラー配置状況



#### スクールソーシャルワーカー配置状況



## 【提案・要望実現の効果】

### (項目1)

国の補助率が1/2に戻ることで配置拡充が更に進み、児童生徒等の不安や悩みの軽減、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の解消のために、迅速かつ継続して取り組むことができる。

### (項目2)

教職員定数化された場合、人員の配置等を弾力的に、本県独自に行うことができるようになれば、県内の様々な地域の実情に応じたスクールカウンセラー等の効果的活用が図れる。

## 78 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

### 【提案・要望】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実に図るため、「特別支援教育支援員」及び「看護師」を定数化し、必要な財源措置を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

近年、本県においては、児童生徒数が減少する中、通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒や、通常の学級で学ぶ発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒が年々増加しており、一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や合理的配慮の提供などの支援を行うために、必要な職員の配置を促進することが喫緊の課題となっている。

また、特別支援学校においては、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加しており、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のため、看護師配置の拡充が求められている。

国においては、障害のある児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われているが、県市町の厳しい財政状況から、児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況である。

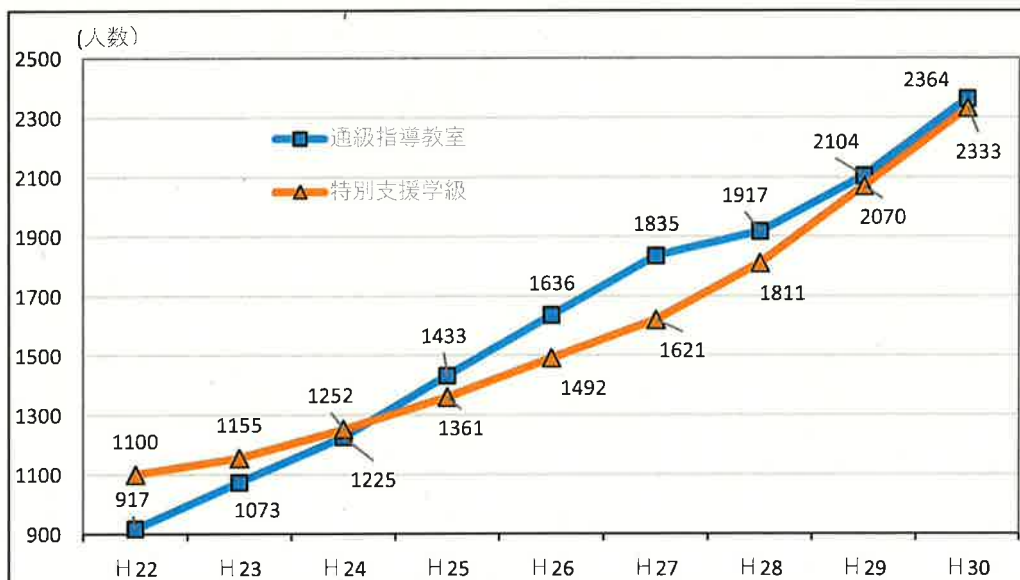
また、「看護師」の配置に係る経費についても、国庫補助や地方財政措置が行われ、年々その額は拡充されているものの、それ以上に医療的ケアが必要な児童生徒が増えているため、必要な配置を進めることができず、看護師の多忙化とともに、保護者の負担も増え、安全・安心な学校生活が確保できているとは言い難い状況である。

#### (本県の取組)

平成24年度から県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して特別な教育的支援が必要な生徒の支援を行っている。

また、平成16年度から県立特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところである。

○本県の通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒数（市町立小・中学校）





○特別支援教育支援員配置状況（市町立幼・小・中学校、県立高等学校）

区分	配置校（園）数					配置人数				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
H26	22	272	112	3	409	35	360	138	3	536
H27	22	268	117	5	412	39	369	144	5	557
H28	21	272	113	5	411	44	406	142	5	597
H29	19	269	115	5	408	38	426	147	5	616
H30	21	275	106	7	409	43	460	139	7	649

○市町立小・中学校における看護師の配置状況

区分	H27	H28	H29	H30
看護師配置人数	2	3	4	4
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	2	3	4	5
保護者による医療的ケアを受けている児童生徒数	5	2	3	5

○県立特別支援学校における看護師の配置状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30
看護師配置人数	13	13	13	13	13
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	79	99	98	107	114
医療的ケア行為別の児童生徒数（延べ人数）	185	257	247	311	344

【提案・要望実現の効果】

「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数化されることで、離島やへき地など県内のどこに住んでいても、一人一人の障害に応じた適切な指導・支援が受けられるようになる。

## 79 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

ユネスコ「世界の記憶」に登録されている「朝鮮通信使に関する記録」や日本遺産「国境の島壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」を構成する資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- (1) 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- (2) 現在、県と対馬市が整備を進めている新博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

「対馬宗家関係資料」は、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ膨大な資料で構成され、そのうち約5万2千点の資料が重要文化財に指定されている。

しかしながら、虫喰い等による資料の損傷が著しいものが多数散見されるため、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、本県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、現在、県・市が整備を進めている新博物館の適切な展示・収蔵環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

#### (本県の取組)

##### ○「対馬宗家関係資料」修復の特異性

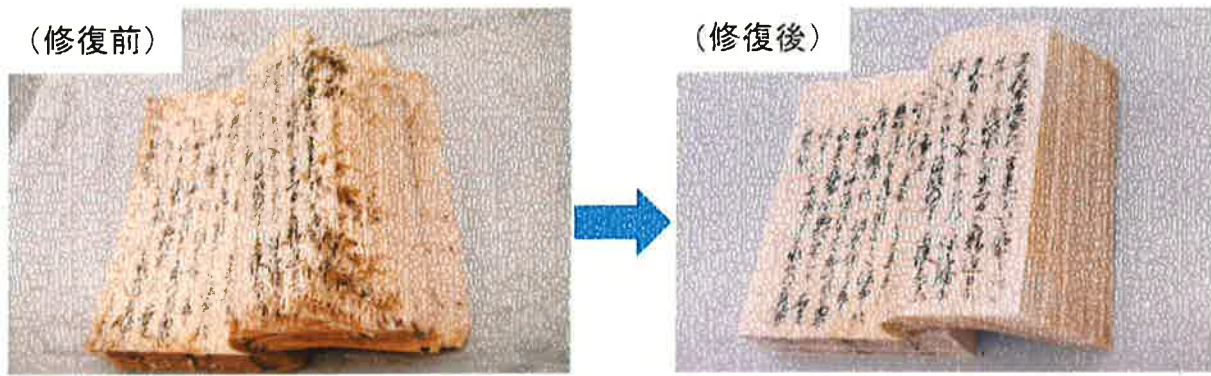
「対馬宗家関係資料」は、資料の損傷度に応じて、専門業者委託による修復と、職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っている。

##### ○新博物館の建設

対馬市に建設中の新博物館において、展示テーマとして「韓国との交流の歴史」を挙げており、対馬独自の歴史資料である「対馬宗家関係資料」を展示する予定である。

##### ○ユネスコ「世界の記憶」と日本遺産の活用

平成27年度に「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が日本遺産に認定されるとともに、平成29年度には「朝鮮通信使に関する記憶」がユネスコ「世界の記憶」に登録され、「対馬宗家関係資料」はいずれの構成資料にも含まれていることから、今後、公開活用による交流人口の拡大や地域の活性化につなげる取組を推進する。



◆修復が必要な「対馬宗家関係資料」



◆新博物館での活用



◆「朝鮮通信使絵巻」

【提案・要望実現の効果】

朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であることから、日韓の研究者等の注目を集めている。

調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

また、資料の展示・収蔵機能を強化し、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

# 80 県民の安全・安心を確保するための地方警察官の増員について

【警察庁】

## 【提案・要望】

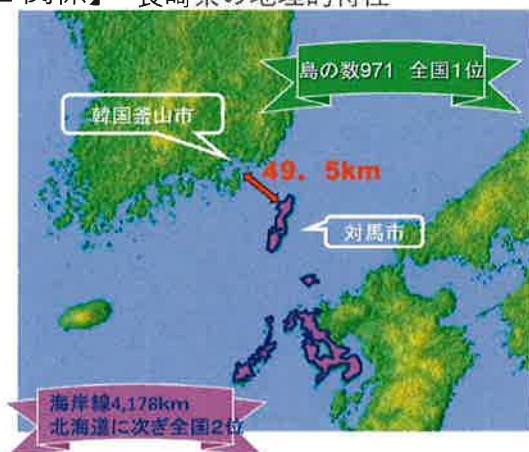
次の治安上の課題に的確に対処するため、地方警察官を増員すること

- 1 訪日外国人等の増加や外国人材の受入れに係る諸課題
- 2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題
  - (1) 人身の安全を確保するための対策
  - (2) サイバー空間の脅威への対策
  - (3) 特殊詐欺事件への対策
- 3 特定複合観光施設（IR）導入に伴う諸課題

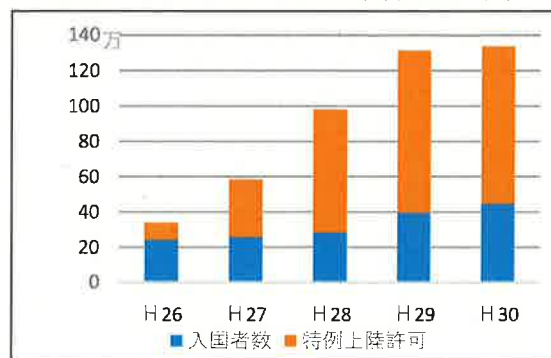
## 【本県の現状・課題等】

- 1 本県は朝鮮半島や中国大陸と一衣帯水の関係にあり、多くの国境離島及び北海道に次ぐ長さの海岸線を有するという地理的特殊性があるところ、国を挙げて訪日外国人の誘致をする中、本県における外国人入国者数も急増しており、今後、外国人材の受入れが進むことで、更に多くの外国人の入国が予想されることから、国内の治安維持のためには水際対策の強化が必要である。また、我が国に訪れた外国人が安全・安心を実感できる対策についても更に推進していく必要がある。
- 2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題の現状等については次のとおりである。
  - (1) ストーカー、DV、児童虐待等の人身安全関連事案について、本県では平成23年の西海ストーカー殺人事件以降も重大事件が発生したほか、重大・凶悪事件に発展するおそれのある緊急案件が急増しており、被害者等の安全確保のためには事件化、行政処分等の加害者対策や重畳的な保護対策を積極的に推進しなければならない情勢となっている。
  - (2) サイバー空間が県民生活や経済活動に不可欠な基盤となる中、サイバー犯罪等に係る相談件数が増加傾向にあるなど、県民の不安も高まっていることから、積極的な事件化、効果的な被害防止対策等を更に推進していく必要がある。
  - (3) 特殊詐欺について、犯人の検挙や継続した防犯広報等により認知件数は減少しているものの、予兆電話の受理等の特殊詐欺に係る相談件数は増加傾向にあり、その手口は悪質・巧妙化していることから、各種対策を更に強化していく必要がある。
- 3 本県においてはIR区域の整備に向けて推進しているところであり、安全で安心なIRを実現するためには適切な治安対策が必要である。

## 【1 関係】 長崎県の地理的特性



## 長崎県における外国人入国者数の推移

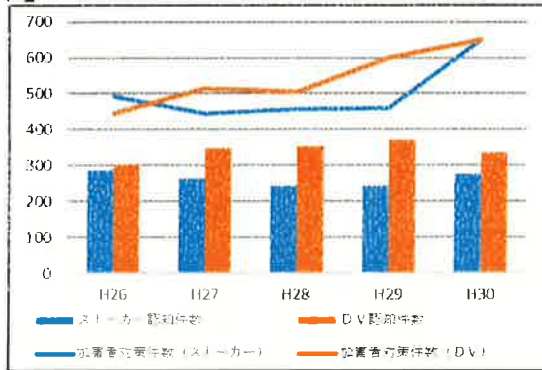


※平成27年からは、特例上陸許可に船舶観光上陸許可が追加されている。

※法務省出入国管理統計を基に作成



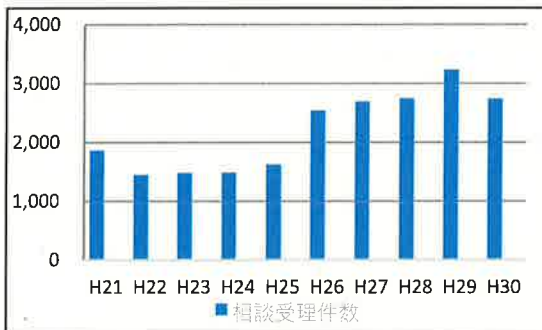
【2 関係】 ストーカー・DVに係る統計



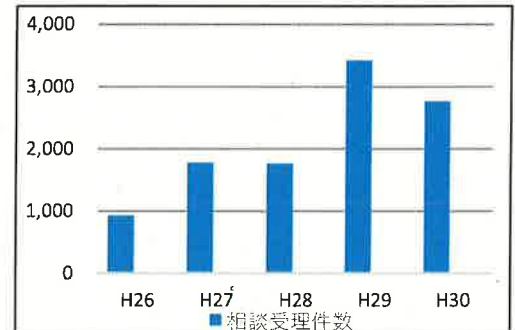
児童虐待に係る統計



サイバー犯罪等に係る統計



特殊詐欺に係る統計



【3 関係】 I R 設置に伴う主な治安対策



【提案・要望実現の効果】

- 1 水際対策を強化することで、テロや各種犯罪等を予防することができる。  
また、我が国の言語や制度に不慣れな外国人が事件事故等に遭遇した際に不安を感じることがないように環境を整備することで、訪日外国人の増加や多くの外国人材の受入に適切に対応することができる。
- 2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題への対策を進めることによる効果
  - (1) 人身安全関連事案への対応を強化することで、被害者の生命身体の安全確保のため、更に的確に対応することができる。
  - (2) サイバー空間の脅威への対策を強化することで、事件化や被害防止対策等を更に推進することができ、サイバー空間の安全・安心が確保され、インターネットの安全な利用に寄与することができる。
  - (3) 特殊詐欺対策を強化することで、被害者の財産保護のため、更に的確に対応することができる。
- 3 I R 設置に伴い治安対策を講ずることで、「安全で安心な I R の実現」に寄与することができる。